

災害時における障害者の緊急時収容施設としての受入れに関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人翔の会（以下「乙」という。）は、寒川町内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における在宅の障害者の緊急時収容施設としての受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲は乙の運営する茅ヶ崎市内の障害福祉施設に対し受入れを要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れ対象者の定義）

第2条 乙に要請する対象者として、原則として障害者とする。ただし、必要に応じて甲が認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、被災した在宅の障害者のうち、あらかじめ指定した避難所では対応が困難な者を対象として、乙の施設（以下「福祉避難所」という。）に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項のうち受諾しうる業務を行う。

3 前2項の要請があり、関係者の受入れを開始するにあたり、ただちに町職員を乙の施設に送り、目的達成のための業務にあたることとし、乙はその職員の協力をするものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に本協定に基づいた依頼をする期間は、原則として30日程度とする。ただし、甲が施設使用の超過措置を申し出た場合は、その間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が障害者の緊急時施設提供の受入れを実施した場合に要する業務従事人員及び備品・消耗品等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙請求額を基に甲乙協議の上、定めるものとする。

（手続き等）

第6条 甲は第3条の規定により乙に受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 受入れを要請する障害者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受け入れられた障害者の身元引受人の氏名、連絡先
- (3) 受入れ要請予定期間
- (4) 施設使用に伴う甲の現場担当職員の所属部課名、氏名、常に連絡可能な電話等

（受入れ可能人数等の協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、障害福祉施設ごとの障害者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への介護支援者の確保計画及び必要物資の備蓄、調達等、すべて甲の責任において執行することとし、乙の協力体制について協議を行うこととする。

2 前項については、本協定締結後は、年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をして定めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（締結期間）

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成24年11月30日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文章による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成23年12月1日

甲 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄



乙 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人翔の会
理事長 河内 智恵子

